

金庫株取得の要件

Q : 当社は、発行済株式の100%を代表者の私が保有しております。金庫株の取得が解禁になったと聞き、会社に半分買い取ってもらうことを検討していますが、どのような要件があるのでしょうか？

A : 商法の改正で、取得目的、保有期間の制限はなくなりましたが、取得の財源については配当可能利益の範囲に限ることとされています。

【解説】

商法の改正で、従来原則的に禁止とされていた、自己株式(金庫株)の取得が可能となり、取得の目的にかかわらず、また保有期間の制限もなく会社が自己株式を取得できるようになりました。

しかし会社の財産保全のため、財源については、配当可能利益の範囲に限るとされています。

配当可能利益とは、会社の純資産(資産から負債を引いた金額)から、資本金・資本準備金・利益準備金・繰延資産の金額・その期の利益処分支出額(配当・賞与)などを差引いた金額です。

したがって、自己株式の取得ができるのは財務状態の良好な法人に限られるということになります。

なお、自己株式の売却は適正な時価で行われなければなりませんので、実施の際は、自己株式の価額をきちんと算定する必要があります。

